「国語国文学研究」第四十八号

抜刷

平成二十五年二月十二日

発行

〈もののけ〉考

― 現象と対処をめぐる言語表現 ―

森

Œ

〈もののけ〉考

―― 現象と対処をめぐる言語表現

はじめに

―宇治拾遺物語の一説話から

えって的確な理解が及んでいない。 (もののけ)という現象はどのようなものとして認識され、 (もののけ)という現象はどのようなものとして認識され、 な(もののけ)という現象はどのようなものとして認識され、 (もののけ)という現象はどのようなものとして認識され、 (もののけ)という現象はどのようなものとして認識され、

中程は「 一に要約。かつて正しく読まれたことがなかった。引用は冒頭と末尾のみ、外つて正しく読まれたことがなかった。引用は冒頭と末尾のみ、具体的に記述してある説話で、たびたび校訂注釈がなされたが、具体的に記述してある説話で、たびたび校訂と調代の場を

むかし、物のけわづらひし所に物のけわたしし程に、も中程は [] に要約。

同じ趣の説明を加えている。第一番目の①「物のけ」について、諸注は次のようにおおむねここには、〈もののけ〉という言葉が四例用いられている。(字治拾遺物語第五三 狐人ニ付テシトギ食事)①

るこそふしぎなれ。

人にとりついて悩ます霊。死霊や生霊など。けのわからないもの。(日本古典文学大系)死霊・生霊その他怪物の霊など、人に取りついて悩ますわ

(新潮日本古典集成)

神・妖怪や人間の生霊・死霊などの総称 物の怪にとり憑かれて苦悩している人の家で。「物の怪」 人間にとり憑いて祟り悩まし、場合によっては命を奪う鬼 は

人にとりついて心身を悩ますもの。 (新編日本古典文学全集) 生霊・死霊・妖怪など

類。

(新日本古典文学大系

内容を同じくしない。 に対しては不適切である。①と②③④とは、厳密にいえば意味 して成り立つかも知れない(といっても十分ではない)が、 これらの記述は、②「物のけ」、③④「ものゝけ」の説明と (1)

て、験者が呼びかけた言葉と解したものであろう。

物付き」に憑いている〈もののけ〉の原因としての狐に向かっ

ぬ鬼・ よってはいずれとも決めがたい用例が見られる。 語義は連続的であって、截然と分かれるわけではない。 る。ᠬかただし、付け加えておかなければならないが、右の二つの 起こす本体としての「もの」すなわち人の霊魂、鬼や天狗など 象の成因、人に近付き取り憑くなどして「物の気」症状を引き 原義的用法である。②③④はこれの派生義で、〈ものの 生ずる症状であり、それが〈もののけ〉すなわち「物の気」の 体不明の存在が「け」(気)を発し、人間に及ぶことによって される心身の不調の謂である。人間にとって好ましからざる正 ①の「物のけ」は一種の病であり、「もの」すなわち神なら 霊・精など劣位の超自然的存在の作用によって引き起こ 自然物あるいは器物の精、 ある種の動物の霊に該当す 文脈に け 現

> 古典文学全集は「去れ、去れ」と現代語を当てる。 諸注釈が「追へ、追へ」と表記するのはよいとして、 発する「をへくく」という言葉についての説明にも問題がある。 まらず、種々の古典文学の注釈や辞書・事典の さらに、説話の後半で〈もののけ〉が退散する場面、 右に見たような不精確な説明は、宇治拾遺物語の注釈にとど 類に見られる。 おそらく、 新編日本 験者が

このように解釈でき、解釈しなければならないとすれば、 のように適切に解釈するためには、この言葉が誰に向かってど ども、この箇所を読み解きえなかったことが示されてい ていない。その結果、明らかな誤りを犯さずにすんでいるけれ 古典にすでに見える。 注釈をもってその理由を説明すべきところであるが、それはな 「追ふ」を「去る」と言い換えてよいものだろうか。それでも、 い。この不可解な現代語訳は、日本古典文学全集、完訳日本の 「追へ、追へ」はやはり「追え、追え」であろう。これをこ 他の注釈はといえば、どれも説明を加え 当然

(3 0 √ √

そのためには、

すなわち〈もののけ〉

語彙ともいうべきものを明らかにする必

二 〈もののけ〉の発動から退散までの概観

ではなかったか。 てどのような観念を抱いてきたかを最も明瞭に示しているはず たらしい。しかし、 それらをどのように表現していたかは二義的な問題とみなされ はたらきに対する観念にもっぱら関心が向けられるのであって、 俗学では、憑き物現象それ自体、あるいは日本人の霊魂とその を向けられることがなかった。宗教史や文化人類学あるいは民 営為がどのように言表されているかについては、それほど注意 しかし、〈もののけ〉に関する諸現象やそれに対処する人間の 類学または日本民俗学の分野でも検討や整理がなされている。ᠬ 文学の注釈作業を通して一通り理解され、日本宗教史学、文化人 な手だてが講じられていたか。これらのことについては、古典 法で調伏されていたか、その発症から退散に至るまでどのよう 因がどのような存在として認定され、 〈もののけ〉がどのような現象として認知され、またその成 言語表現こそ日本人が〈もののけ〉に対し 誰によってどのような方

れている。また、酒向伸行⑤の一連の論文は、僧伝と説話集に過程については、先掲の小松和彦⑤によって類型化され整理さ解消の過程を逐うことによって明瞭になる。調伏儀礼の方法と〈もののけ〉概念は、憑依現象ばかりでなく、その調伏の方法、

いずれも、〈もののけ〉に関する文献読解の基礎となりうるも法(童子)とに注目し、その機能を明快に説明した点において、は、調伏にあずかる験者の役割、特に験者とそれが駆使する護具体的に描き出して、裨益するところが大きい。これらの研究対する的確な読解に基づき、病者、〈もののけ〉、験者の関係を対する的確な読解に基づき、病者、〈もののけ〉、験者の関係を

のであった。

しかしながら、その成果は古典文学研究に十分には受けとめている。したがって、たとえば紫式部集における、〈もののだほとんどなかったからである。もっぱらこれらの資料にものがほとんどなかったからである。もっぱらこれらの資料にも第三一九段〉を除いて、験者は登場しても、護法に言及するも第三十九段〉を除いて、たとえば紫式部集における、〈もののは困難であった。

のけ〉観を明らかにするとして、 て参照されることの多い藤本勝義⑦の研究も、 師こそ護法である。平安貴族の漢文日記にまで調査の手を拡げ この絵に描かれている、 小法師に言及するところはない。 は経読みて、 になりたるもとの妻を小法師のしばりたるかたかきて、 物のけつきたる女のみにくきかたかきたる後に、 物のけせめたるところを見て、 鬼 (前妻の死霊)を縛ってい 右の詞書と歌を取り上げなが 小松の成果を参照しなが 紫式部 0 鬼 男

ら遠ざかってしまう。調伏の全体像を視野に収めなければ、個別資料の的確な理解かは、宗雪修三宮であった。こうして、〈もののけ〉の発現とそのこの絵が描き出しているものにおおむね適切な説明を与えたのら、文学研究の観点からこの小坊師が護法童子であるとして、

がどのように表現されているかを示すことであった。また、複 がとのような言葉で説明され、それに対処する人間の言動 現象がどのような言葉で説明され、そののけ〉に対して人間 るまでの一連の展開をたどりつつ、〈もののけ〉に対して人間 るまでの一連の展開をたどりつつ、〈もののけ〉に対して人間 るまでの一連の展開をたどりつつ、〈もののけ〉に対して人間 をまっていた霊物が追放され なっていた霊物が追放され で示す。ここで特に意を用いたのは、〈もののけ〉に関する諸 でいまうな言葉で説明され、それに対処する人間の言動 のどのような言葉で説明され、それに対処する人間の言動 などのような言葉で説明され、それに対処する人間の言動 でいまうな言葉で説明され、それに対処する人間の言動 のどのような言葉で説明され、それに対処する人間の言動 などのような言葉で説明され、それに対処する人間の言動 などのような言葉で説明され、それに対処する人間の言動 のどのような言葉で説明され、それに対処する人間の言動 のどのような言葉で説明され、それに対処する人間の言動

精)」が憑き、さまざまの方法で苦しめている。
気)」である場合、その時病者には、「物(霊/鬼/天狗/1、人に心身の不調が起こり、原因が「物の気(霊気/邪

数の表現がある場合は、これを併記する方法で示した。

3、病が「物の気」と判断された時には、験者が招かれる。せ」、陰陽師は「占ひ」をする。
2、病気の理由や原因を知るために、陰陽師に「ものを問は2、病気の理由や原因を知るために、陰陽師に「ものを問は

また、

験者が病の原因を判断する場合もある。

4 と、病者には、 (霊 < a (憑・付・著・託)」。 護法は、 /鬼/天狗/精)」を「縛」し、譴責・攻撃する。 験者が読経、 震撼、 加持・護身すると「護法」が病者に 叫喚、 跳躍など不随意的な運動が見 病者に憑い ている「物 する _ つ

喚などの不随意的な運動が見られる。生、動すし、譴責・攻撃する。すると、物付きには震撼、叫を呪縛し、譴責・攻撃する。すると、物付きには震撼、叫を呪縛し、競者は、病者に憑いている霊物を、「物付き/つき人

られる。

的な内容を明らかにするとともに、右の整理の観点が適切であ以下は、これに沿って必要な資料を挙げながら各階梯の具体は平常に復する。
正体を明かし、悔い詫び、これを護法が追放すれば、病者

5、「物の気」が「あらはれ」て、すなわち霊物は

屈服

して

三 〈もののけ〉発症と見立て

ることを論証する。

中宮御邪気令発給、頗以危急也。のけ〉は、「おこる」と言い、「なやむ」「わづらふ」と表現する。〈もののけ〉は人の心身の不調である。症状としての〈もの

頼宗室及産期而被悩邪気、出自堀河院。 (中右記 承徳二年一〇月三〇日)

万寿二年八月二七日)

もののけにいたうなやめば 大殿には、御もののけいたう起こりて、いみじうわづらひ (源氏物語「葵」一・三〇三頁 (能因本枕草子 第三一九段

その症状を引き起こしている霊物としての〈もののけ〉につい 霊物の病者に対する関係を「つく」と捉える。

即ち賀夜郡大領賀陽豊仲の家に赴く。是の日源児の病癒ゆ。 鬼の源児に著きたるは、祭を得たる後、歓喜極まり無し。

もののけつきたる女のみにくきかたかきたる

政治要略所引善家異記、

読み下し)

(紫式部集)

キ悩マシ奉ルコトナシ。(真言伝巻第四 天狗人ニ託シテ、我食ヲ求ンタメニ宮中ニ参ゼリ。指テ付 座主玄鍳

かれている。そこでは神の眷属の手先にされた男(人の眼に見 なお、これとよく似た場面が今昔物語集巻第十六第三十二に描 ために源児は発熱し頭痛が起きてはなはだ苦しんでいたという。 いう優婆塞の説明によれば、一鬼が椎を持って源児の首を打ち、 家異記において、肉眼では見えない霊物を見ることができると では、その「つく」状態はどのように思い描かれていたか。 善

> 食こよりて覚えしかず、人どもしばしあきれて、後には咲背に大きなる狐はひかかる。また、我が目の下も狐の目の 小さき狐のうつくしげなるが肩の上にありと見ゆ。また、 仰せて云はく、「吾、発心地して少し宜しくなりたりし時

ひなどしき。(以下略)」と。(富家語 一 九 一

このように、霊力ある存在が人の身体に密着し、あるいは力を

考えられていた。 の人らしさを失い、憑いている霊物の性質を示すことになると 加えることを「つく」と言い、それによって、人は病悩し、そ

こうして、〈もののけ〉は人の心身に生ずる異状であるが、

かし、それだけで〈もののけ〉であるかどうかを見きわめるの に引き起こされる震撼と口から発せられる狂言であった。回し その人の常とは異なる言動であり、さらにしばしば病者の身体 であるというわけではない。〈もののけ〉に特徴的な症状は 心身に異状が起きたからといって、それがただちに〈もののけ

たことが語られる。 栄花物語巻第十二「たまのむらぎく」に、 藤原頼通が病を得

は容易ではなかった。

心地さらにおこたらせ給さまならず、 おぼさる。御風などにやとて、御湯茹でさせ給ひ、朴きこ かかる程に、如何しけん、大将殿日頃御心地いと悩ましう 明尊阿闍梨夜ごとに夜居仕うまつりなどするに、 「御読経の僧ども番かかず仕まつるべく」 など宣 いとど重らせ給ふ。

深刻でなかった病の折りのできごとが次のように語られる。 マシケル也ケリ」と説明されている。また、藤原忠実のあまり 打つのである。神の眷属が「人ノ語ヒニ依テ此ノ姫君ニ付テ悩 えなくなっている)が、

眷属に指示されて槌をもって姫の体を

き神の気や、人の呪詛など様々に申せば、 御修法などあるべきにあらず。 光栄・吉平など召して、 かせたらんもいと恐し」など、 物問はせ給ふ。御物のけや、 又御物のけなどあるに、ま 様々おぼし乱るるほどに、 「神の気とあらば 又畏

大徳

ただ御祭・祓などぞ頻なる。

Š 師の占いにゆだねるのであるが、そのことを和文では「物を問 のように人の経験や知識で測りがたいできごとがあれば、陰陽 つまり占いをさせたところ、その結果も一様ではなかった。こ の読経も効験なく、優れた陰陽師たちを召して「物問はせ」た、 病の原因は容易に明らかにならなかった。医術による療治、 「物問はす」と決まった表現をする。 僧

ものなど問はせ給へど、さして聞こえあつることもなし 源氏物語「葵」一・三〇一頁)

問ふに 此人の家にさとしをしたりければ、その時の陰陽師に物を (字治拾遺物語第一二二)

・通の場合は陰陽師の占いの技量に問題があったというわけで

頼

わらわ病みのほかに〈もののけ〉も加わっていると、 態と判断されていて、 果からは「疫気」(流行病) なかった。次に掲げる通り、 はなく、 原因が複合的であったらしい。それは珍しいことでは 源氏物語 13 小右記の場合、 〈もののけ〉が加わっている状 「若紫」巻の場合、 陰陽師の占い 光源氏には 験者が判 、 の 結

占之、疫気之上、 御邪気加崇所奉致云々

> 「御物のけなど加はれるさまにおはしましけるを、 (小右記 長和四年七月二三日)

よひはなを静かに加持などまいりて、出でさせ給へ」と申

(源氏物語「若紫」一・一五六頁)(1)

あるが、病人の周辺の者たちおよび験者が困惑し、対処に苦 したのは、 万寿二(一〇二五)年八月三日、藤原道長の娘で尚侍嬉子が 流行病に〈もののけ〉が加わることは少なくなかったようで (もののけ) に見えてそうでない場合であった。

れば、験者に加持を行わせるかどうか、 この時嬉子は赤斑瘡に罹患していた。小右記の記すところによ 春宮敦良親王の御子を出産した。子は無事に産まれたものの、 判断は容易でなかった

という。 持、其後諸僧加持、 被勘当吉平、然而諸僧不能加持、依怖神気云々、 仍有被占、吉平云、 不宜、 調伏邪気、禅閣放詞云々、 守道云、 吉也、 禅閣存 加持不快事 禅閣先加 可加持心

これに続いたという。 巡した。それは、 名乗る道長は加持すべしとの意向であったけれども、 閣すなわち寛仁三(一○一九)年に出家して今は法名を行観と いかと怖れたためである。 小右記には 安倍吉平と賀茂守道の二人の陰陽師の意見は分かれた(ただし 也、偏祈神明可期平産歟、 「後聞、 病が神の祟りや咎めに起因しているの 吉平申可被加持由云々」と注記する)。禅 小右記の筆者実資は、 しかし、道長が加持を始め、 (万寿二年八月五日 神明に祈るべきで、 諸僧は逡

日本古記録 れたように、嬉子には〈もののけ〉でなく「神気」(なお 験者の加持に頼るべきではなかったと批判している。 一は「神」字に[邪カ]と傍書するが、不適切) 諸僧が怖 大

憑いていたと見ているからである。

務め、 された増誉が、忠実の目の色を見て、自らの不覚と称して判断 に載る。 を講じても効果はない。そのような事例が春日権現験記第三巻 誤りを陳じた。 病因が正しく見立てられないと、 いったんは快方に向かったけれども、再発した。再び召 知足院藤原忠実が病を得た。一乗寺僧正増誉が加持を 適切に対処できない。 対策

霊死霊のたゝりをも見、 かく申すはかりなし。験者と申は、まづ病相をしる也。 とをくのきておほきにかしこまりて申すやう、「増誉が てまつりける事もとも恐あり」と申す。 かき大神のかけり給なるべし。つたなき身をもて加持した 加持護念すべきに、をろかにしてさとらざりける。 大神小神の所為をもわきまへてこ た 生 Š

頼通については神への陳謝を表す祭祀と、 加持に頼るわけにはいかなかったのである。栄花物語によれば、 頼通と嬉子の場合も、 人間が加持の力を向ける行為は非礼に当たると考えられていた。 春日明神を深く信仰している者に忠実が懲罰を加えたために、 7神が祟りをなしていたのであった。このような大神に対して の祓えを試みるにとどめた。 「神の気」によるとも占われていたから、 汚れや災いを除くた

め

次は、 聖全亦候、 依御悩参一宮、 祓えにとどまらず、加持が行われた事例である。 晚景大僧正被参御加持之間 先奉仕御祓、 有邪霊気、 御坐、 仍去夜慶円御加持、 自明日可有

修法之由被仰、

仍仰于明肇律師

だんと本格的な「修法」が行われることになったもののようで ある。栄花物語「たまのむらぎく」にも、頼通の病に対しては しかし「加持」だけでは心もとないという判断が下され、 しての「加持」の関係が明瞭に説明されている。印この場合、 れたために、前夜に慶円が加持を行っているというのである。 ついに五壇法が行われることになったと記す。 一宮の病に対してまず祓えを行ったが、〈もののけ〉と見なさ 「仍(よりて)」という接続詞に、「邪霊気」とそれへの対処と 権記 長保五年八月二九日

几 験者の法力

とがあったと知られ と、霊物を一旦霊媒に移して、 れば、病者に憑依している霊物に直接働きかける方法 のようなしくみで効果を発揮することができるか。 では、 験者は仏教の力を霊物にどのように向け、 それに働きかける方法 諸資料によ 4 b

次に掲げるのは4aの方式と見なされる。

六条皇后、

御薬の事有り。

召しに依り御加持に参る。

げて叫喚す。身を屈して宛転す。御殿大きに震ふ。発と 塡倒せんと欲す。此の間霊狐形を現す。 日居処を動かず。永く眠食を忘る。四日の暁、皇后声を挙

こゆ。 宮は寝殿の母屋に臥給、 (中略)しばしあれば、宮、紅の御衣二計 にをしつつまれ 鞠のごとく簾中よりころび出させ給て、和尚の前の箐 和尚、 纔に其御声を聞きて、高声に加持し奉る。 (天台南山無動寺建立和尚伝、 いと苦しげなる御声御簾の外に聞 読み下し)

される。

子に投置奉る。…ただ簀子にて、宮を四五尺上げて、

打奉

る。(中略)四五度 計 打奉て、投入々々祈ければ、もとの

た霊狐が姿を現したとすることによって知られる。 たことは、天台南山無動寺建立和尚伝で、六条皇后に憑いてい ある。そうすることによって、霊物が離脱すると考えられてい るのではなく、病者に憑依している霊物を責めたてているので り憑き苦しんでいる病者の身体を移動させ、投げ上げ、 験者は験力を用いて、つまり直接手を下すことなく、霊物が取 回転させる。もちろん病者の肉体を痛めることに目的があ ごとく内へ投入つ。(宇治拾遺物語第一九三) 転倒さ

付テ、 法花経ヲ誦スルニ、未ダ一品ニ不及ザル程ニ、護法病人ニ 屏風ヲ投越テ、持経者ノ前ニシテ、 一二百反許打

のが次の事例である。

では、

病者をそのようにさせているものは何か。それを説明している

加持によって病者の身体が上下、回転しているとき、

逼^{ts}テ、 投入ツ。其ノ後、 病忽ニ止テ、聊ニ苦キ所無シ。

今昔物語集卷第十二第三十五

に験者の駆使する護法のことは、僧伝や説話集にしばしば記述 験者の誦経により護法が病者に付いているのである。このよう

摘み、化人天童、互ひに来たり水を汲む。 と、人に知らしめず。その間、 十三歳にして独り稲荷山の深き谷に入り、 仕者護法、 形を隠して花を 難行苦行するこ

人ノ童ヲ尋ヌルニ、遂ニ誰ト不知デ止ヌ。護法ノ奉仕シ給 二人ノ童不離ズシテ昼夜ニ奉仕ス。(中略)其後、其ノニ 大法師浄蔵伝、 読み下し

が、大法師浄蔵伝のように隠形で奉仕することも多い。たとえ 護法は、右の今昔物語集のようにしばしば童子の姿で出現する

ば、

せしむるに、臰香室に満つ。(浄蔵法師伝、 しむる間、護法をして其の腹を践ま教む。汚穢の物を迸出 経たり、と。法師殊に矜哀を成し、立ち乍ら加持し蘇生せ 脹満すること三年、辛苦して遂に以て亡没し、已に三日を 家女悲泣す。 其の故を問ふ。答へて云はく、 読み下し) 妾が夫の腹中

合護法の姿は人の肉眼に見えているわけではない。これら護法 験者が加持すると、護法が病者の腹を踏んだとするが、この場

今昔物語集巻第十三第二十三)

ヒケル也トナム人疑ヒケル。

不随意的な動きは、験者の駆使する目に見えない護法が、病者このような人間の身体の動き、特に当人の意志とかかわらないこそ、験者の加持に応じて仏法の力を具体化する存在であった。

管喩表現に用いられる。 警喩表現に用いられる。 管喩表現に用いられる。 管喩表現に用いられる。 管職表現に用いられる。 管職表現に用いられる。 管職表現に用いられる。 管職表現に用いられる。 管職表現に用いられる。 管職表現に用いられる。 管職表現に用いられる。

るとされた。

このようにして加持が行われる場面は、源氏物語にも描かれている。外に新しい妻をもうけた鬚黒の大将の北の方は、出かている。外に新しい妻をもうけた鬚黒の大将の北の方は、出かている。外に新しい妻をもうけた鬚黒の大将の北の方は、出か

一夜、打たれ引かれ泣き惑ひ明かし給ひてのしり給ふ声など、思ひうとみ給はんにことわりなり。夜夜半になりぬれど、僧など召して加持参り騒ぐ。よばひのょな

えられたこともあったらしく、これもそうであろうか。ただし、実際は、次節に述べるように病者の肉体に直接力が加ぬ護法が北の方に働きかけていると考えられていたのである。れ」とは験者の験力によるものとして、僧の駆使する目に見え北の方の騒ぎ立てる声は霊物がそうさせるもの、「打たれ引か北の方の騒ぎ立てる声は霊物がそうさせるもの、「打たれ引か

五 護法の縛

六・良真、同巻第七・行尊)、「擒縛」(大法師浄蔵伝)などと真言伝巻第四・玄鍳)、「繋縛」(真言伝巻第五・智観、同巻第「呪(咒)縛」のほか「摂(接)縛」(拾遺往生伝巻中一・浄蔵、われ、験者の意のままに扱われるのであるが、その状態を「譬くわれ、験者の意のままに扱われるのであるが、その状態を「等く

百反(真言伝巻第五僧正慈忍)(2) 南京三年の大学・大二怒テ剣ヲ抜テ、僧正ヲ斬トシ玉フ・身結界ス。天皇大ニ怒テ剣ヲ抜テ、僧正ヲ斬トシ玉フ。増正恐レテ南階ノ下ニ逃下ル。然ニ堂上ニ留ル所ノ三衣僧正恐レテ南階ノ下ニ逃下ル。然ニ堂上ニ留ル所ノ三衣信正恐レテ南階ノ御事アテ、数年ヲ経玉ヘリ。僧正参ジテ護冷泉天皇邪気ノ御事アテ、数年ヲ経玉ヘリ。僧正参ジテ護

れないのであるから、霊に働きかければ、その力は病者にも及密にいえばそれに憑いている霊である。霊物が病者に憑いて離護法によって縛せられているのは、病者であるとともに、厳

堀河の大臣基経が、〈もののけ〉ではないが病に苦しんでいるりたるもとの妻を小法師のしばりたるかた」であった。また、おの震撼、転倒、回転する様のみが映っている。その目に見えぶわけである。霊も護法も目に見えないから、人の目には、病

時に、

が宇治拾遺物語第一九一に載る。〇〇経の力を基経自身が夢に

ある僧の仁王経読誦の力によって病が癒えたとする説話

見て、夢さめてより、心地のかひのごふやうによければ 寝たりつる夢に、おそろしげなる鬼どもの、我身をとりど らへば、鬼どもみな逃散りぬ。「何ぞの童のかくはするぞ」 らへば、鬼どもみな逃散りぬ。「何ぞの童のかくはするぞ」 と問ひしかば、「極楽寺のそれがしが、かくわづらはせ給事、 と問ひしかば、「極楽寺のそれがしが、かくわづらはもわばなり、 もっといる。「何ぞの童のかくはするぞ」 と問ひしかば、「極楽寺のそれがしが、かくわづらはせ給事、 と問ひしかば、「極楽寺のそれがしが、かくわづらはせ給事、 と問ひしかば、「極楽寺のそれがしが、かくわづらはせ給事、 と問ひしかば、「極楽寺のそれがしが、かくわづらはせ給事、 と問ひしかば、「極楽寺のそれがしが、かくわづらはせ給事、 と問ひしかば、「極楽寺のそれがしが、かくわづらはせ給事、 と問ひしかば、「極楽寺のそれがしが、かくわづらはせ給事、 と問ひしかば、「極楽寺のそれがしが、かくわづらはせ給事、 と問ひしかば、「極楽寺のそれがしが、かくわづらはせ給事、 とりたる。

も同じ趣である。

おほむ心ちさはさはとならせたまひてのひじりのいひけむけんのごほうなめりとおぼしめすより、のひじりのいひけむけんのごほうなめりとおぼしめすより、みえさせたまへば、いかなる人にかとてごらんずれば、そきとまどろませたまふともなきに、きらきらとあるものの

を、病悩し快復する天皇の視点(意識)を借りて描いて見せたには見えていない。絵巻作者は、肉眼にはとらえられないものりの空中に佇立する護法が描かれるけれども、これらは人の目なお、絵巻の画面には空中を疾駆する剣の護法、清涼殿のあた病者は、護法の出現を幻視することによって、快復を自覚する。

利用する。枕草子に次のような一節がある。の時験者は、経を読み印を結び真言を唱えるだけでなく法具を物に対抗しうる護法を呼び出し、差し向けることであった。そ、護法が付く」とは、霊物の憑依している病者に対して、霊

のであった。

が、これらがそのように機能する背景は、僧伝や説話集の記述が、これらがそのように機能する背景は、僧伝や説話集の記述独鈷や数珠が護法を付けるための具であることは明らかであるたちね」とて、数珠とり返して、「あないと験なしや」とうたちね」とて、数珠とり返して、「あないと験なしや」とうたちね」とて、数珠とり返して、「あないと験なしや」とうたりがほに、独鈷や数珠なもののけ調ずとて、いみじうしたりがほに、独鈷や数珠なもののけ調ずとて、いみじうしたりがほに、独鈷や数珠な

天皇の病が癒える場面、

その鬼を護法が追放する夢として、具象化し視覚化したのであ物すなわち鬼が人の肉体に攻撃を加えることによって起こり、

発病とその治癒の過程を、〈もののけ〉の原因としての霊や陀羅尼の力の作用は人の目に見えるものではない。そこ

信貴山縁起絵巻・延喜加持の巻で、命蓮が護法を遣わして

夢うつつの中に剣の護法が出現するの

から知られる。

病ニ 煩 人ノ許ニ念珠・独鈷ナド遣タリケレバ、物ノ気現

レテ、霊験掲焉ナル事共有ケリ。

(今昔物語集巻第十九第一)

誓約ノ参籠出難キニ依テ身ノ代ニ独鈷ヲ奉ル。独鈷

二隋テ護法来テ一時ニ摩縁ヲ降伏シテ

〔真言伝巻第五・浄蔵律師〕

法師、

は護法を呼び寄せ、 に付いている護法の働きによると考えられていたらしい。法具 これらの法具そのものが病を癒す力を持つというよりは、 憑り付かせ、作用させる媒体であった。 法具

六 霊物を人に駆り移す

法を付けて、霊物の追却を図るという方法がある。平安時代中 き起こしている霊物を病者から一旦他の人に移して、これに護 以降は、これが一般的になっていったようである。 験者が験力を直接病者に向ける加持の方法に対して、 病を引

邪気調伏のために病人の手足に直接力が加えられたというが、 たとえば、藤原道長に関して小右記に次のような記事がある。 手足給云々。(寛仁三年正月一八日) 大殿御心地冝 [宜か] 坐云々。邪気所為云々。乍御身被打

異例なものとなっていたことを示す。 「御身乍ら」(ミリとことさら記述するところに、そのような方法が 験者は、もっぱら〈もののけ〉を駆り移す方法によって調伏

> するようになっていく。管見の範囲では、 八九)年の事例が最も古い。 小右記の永祚元 九

邪気、頗得平気(小右記 小児日者悩煩、(中略)仍招証空·住源師等令加持、 永祚元年七月二三日

具体的には女房や女の童などであった。これには、何(誰)に駆り移したとも書かれないが、人であり、

済求·叡増両師駈移霊気両女

心營僧都駆移霊気於女房 一寄女を以て件の霊を狩り度し、一旦擒縛す。都駆移霊気於女房 (小右記 治安二年五月三 (小右記 治安二年五月三〇日 正暦元年七月一〇日

発症し、霊物が妻の口を通して語るのを教通は傍目をはばかっ されている。出産したばかりの藤原教通の妻に〈もののけ〉が 別人に駆り移し、移した霊物を調伏する場面が栄花物語に記述 記録類ではその具体的な方法や状況は明らかでないが、霊物を

人に移させる。

と宣はすれど、そこらの僧心を合せてののしり、 いとかたはらいたしとおぼしめして、「猶人に移さばや」 例はさもなきに、 御自らもののけただ出で来に出

持参る程に、例もつきならひたる女房に、小松の僧都現れ て、こと人に移せど、猶御心地同じやうなれば、 集りて加

て(巻第二十一「後くゐの大将」)

移ったものの、妻の症状は軽快しない。それが女房に移って霊

(大法師浄蔵伝)

物は正体を現わす。小松の僧都であった。

体的に記述されている。
なのように発症している当人から霊物を他者に憑依し直すここのように発症している当人から霊物を他者に憑依し直すここのように発症している当人から霊物を他者に憑依し直すこ

どはらうたくおぼえて、几帳のもと近くゐて衣引き繕ひな 尊し。(中略)皆尊がりて集まりたるも、例の心ならばい れば、もとの心失ひて、行ふままに従ひ給へる護法もげに 様にひねりのきて、いと細うにほやかなる独鈷を取らせて、 ざり出でて、横様にたてる三尺の几帳の前にゐたれば、外 髪などのうるはしき、すずしの単衣鮮やかなる袴長く、 どする。かかるほどによろしとて御湯など北面に取り次ぐ いみじう侘嘆きたるさまの心苦しきを、つき人の知り人な かに惑はん、みづからは苦しからぬことなど知りながら、 あまたゐてつとまもらへたり。久しくもあらで震ひ出でぬ おおと目うちひさぎて読む陀羅尼もいと尊し。 物のけにいたう悩めば、移すべき人とて、大きやかなる童 て髪を振りかけてすべり入りぬれば、しばし留めて、 にけるかな、いかなることありつらむ、 して許して、几帳内にとこそ思ひつれ、あさましうも出で ほどを、(中略)申の時にぞいみじうことわり言はせなど いかに、さはやかになり給へりやとてうち笑み いと恥づかしがり 顕証の女房 加持 お

たるも恥かしげなり。(16)

は、先に見た通り、護法の付いたことを示すものである。は、先に見た通り、護法の付いたことを示すものである。は、先に見た通り、護法の付いたことを示すものである。なお、傍線部は三巻本に「一本」として付載される章段(二三)には、「おこなふままに従ひ給へる護法」とは、験者の指示などしとみゆ」とある。験者に仏が従うと読めるが、それは仏を僧の関係からいって不自然である。能因本によるべきであろう。また、この女の童に「震ひ出でぬれば」と変化が生ずるのう。また、この女の童に「震ひ出でぬれば」と変化が生ずるのは、先に見た通り、護法の付いたことを示すものである。

(もののけ)を駆り移される一種の霊媒は、女性に務めさせるのが一般的であった。(三)今のところ、確実に男性と認められるのが一般的であった。(三)今のところ、確実に男性と認められる事例を見いだせない。こうした霊媒には十一世紀頃にはまだ安定した呼び方はなかったらしい。(三)大法師浄蔵伝には「寄女」、たち第八 源氏の宮す所」)、宇治拾遺物語に「物付」(第五三)、たち第八 源氏の宮す所」)、宇治拾遺物語に「物付」(第五三)、たち第八 源氏の宮す所」)、宇治拾遺物語に「物付」(第五三)、たち第八 源氏の宮す所」)、宇治拾遺物語に「物付」(第五三)、でまず、 (一) という言葉を用いるのが普通であるが、この言葉は平家物語(延び)、 (近) という言葉を用いるのが普通であるが、この言葉は平家物語(延び)、 (世) という言葉を用いるのが普通であるが、この言葉は平家物語(延び)、 (世) という言葉を用いるのが普通であるが、この言葉は平家物語(延び)、 (世) という言葉を用いるのが音通であるが、この言葉は平家物語(延び)、 (世) という言葉を用いるのが音通であるが、この言葉は平家物語(延び)、 (世) という言葉を用いるのが音通であるが、この言葉は平家物語(延び)、 (世) というにいるのが、 (世) というにいるののが、 (世) というにいるのが、 (世) というにいる

艮)では、 「御産」)などに至ってようやく一般化するようになる。管見の 慶本第二本「五 建礼門院御懐妊事」、覚一本平家物語巻第三

よりべのみづ…又物つきをよりましと云も同心也

袖中抄第四

を認める。

礼が継承され、参考にされているのではないか をさしはさむならば、 当該分野の専門的な検討に委ねればよいのであるが、あえて口 法と似ていないでもない。〈もののけ〉調伏法自体については、 に駆り移し、霊媒の口を通してその正体や存念を語らせる調伏 臣に問わせて「数事」に「明決」を得たとされる。霊物を霊媒 伝に載る。その時は松尾明神が童子に憑依し、天皇が堀河左大 を予言させる法のことである。相応が実修したことが相応和尚 う意のサンスクリットで、童男童女に聖者を入りこませて未来 ると説明されることが多い。『「阿尾奢」とは「入り込む」とい 移し、護法を付ける修法は、密教の「阿尾奢法」と関わりがあ により、 なお、〈もののけ〉 平安時代極末に用いられるようになったと認められる。 の原因となっている霊物を他の人に駆り むしろこれには日本古来の神降ろしの儀

七 〈もののけ〉の退散

もって病者に働きかける。効験が現れると、病者に変化が現れ霊物の悪しき気や振る舞いを排除するために、験者が法力を

霊物が呪縛され責められている。これに耐えかねた霊物は敗北見た通り、病者自身が苛まれているわけではなく、憑いているる。病者が跳ね上がり、飛び出し、打たれる時、それはすでに

(後拾遺往生伝 第三入道二品親王師明)は永く以て去らん、と。数年の病、一日に損じ平げり。なり。護法に責められて、遁るる方を知らず。今より以後施して之に与ふ。童子自ら縛せられて云はく、我は是神狐亦僧延禅の童子久しく鬼狂に悩めり。延禅申し請ふ。食を

娟子内親王、

後朱雀院ノ王女ナリ。霊病コハクシテ身心

こうした関係は、物付きに駆り移された霊物が敗北を認めるれ声は、その主が霊的存在であることのしるしであった。②延禅者に取り憑いている霊物を責める存在にほかならない。②延禅者に取り憑いている霊物を責める存在にほかならない。②延禅者に取り憑いているこの口から呪縛を解いてほしいと訴える言葉が発せられるが、これは病者自身の言葉ではなくて、憑依している霊物が許しを請うているのである。なお、真言伝にいう嗄いる霊物が許しを請うているのである。なお、真言伝にいう嗄いることのしるしであった。② れ声は、その主が霊的存在であることのしるしであった。② いる霊物が許しを請うているのである。なお、真言伝にいう嗄いる霊物が許しを請うているのである。なお、真言伝にいう嗄呼が取れているという「護法」、縄をもって内親王の手を縛っ

場合も同様である。

右に見る通り、護法の攻撃を受けた霊物が敗北を認めた時に 右に見る通り、護法の攻撃を受けた霊物が敗北を認めた時に 立まりは霊物)にいみじうことわり言はせなどして」がこれにつまりは霊物)にいみじうことわり言はせなどして」がこれにつまりは霊物)にいみじうことわり言はせなどして」がこれにつまりは霊物)にいみじうことわり言はせなどして」がこれにつまりは霊物)にいみじうことわり言はせなどして」がこれにつまうに、病者あるいは物付きの口を通して霊物が正体を明かすことを「顕露」「あらはる(顕・現)」「あらはす」「いでくれている霊物がは、できれている霊物がは、できれている霊物がは、できれている霊物がは、できれている。

行東宮更衣 [右大将済時卿女] 修法、猛霊忽出来云、我是事云々、移人之間御目明云々(小右記 長和四年五月四日)主上御目、冷泉院御邪気所為云々、託女房顕露、多所申之

して霊物は名乗らないものの、

光源氏の応対によっていくらか

勘有テ其霊ヲ伏セシム。実因ガ霊忽ニ顏ル。 九条丞相霊(小右記 正暦四年閏一○月一四日)

大僧正

御もののけども出で来てののしる。大殿にも出で来る例霊忽ニ出来テ云、我ハ是九条丞相ノ霊也。(同右)

0

御もののけとぞいふなる。

である。源氏物語における六条御息所の生霊の事例によって、になる。験者がもてあますのは、名のろうとしない〈もののけ〉正体が明らかになれば、おのずと病者に憑依した理由も明らか正体が明らかになれば、おのずと病者に (栄花物語巻第十二 「たまのむらぎく」)

悪気 自 ラ貴体ニソミテ悩ミ玉フ也。我ガタメニ早ク食ヲ中ニ参ゼリ。指テ付キ悩マシ奉ル事ナシ。然レドモ、我ガ

施サバ退出スベシト云フ。(真言伝巻第四

僧正靜観

そのことはよく知られていよう。

ねきけしきおぼろけのものにあらず、と見えたり。もなき物ひとつあり。いみじき験者どもにも従はず、しふわづらはしきこゆることもなけれど、又、片時離るるおりの御身につと添ひたるさまにて、ことにおどろおどろしうまの名のりするなかに、人にさらに移らず、ただ身づからもののけ、いきずたまなどいふもの多く出で来て、さまざもののけ、いきずたまなどいふもの多く出で来て、さまざ

所であると直感し、「たしかにの給へ」と問いただす。依然とに正体をほのめかし、自らの苦衷を訴える。光源氏は六条御息い。しかし、〈もののけ〉は病者の葵の上の口を通して光源氏験者たちは、結局この〈もののけ〉を駆り移すことはできな験者たちは、結局この〈もののけ〉を駆り移すことはできな

態度を示し、事情を説明する。これによって、〈もののけ〉は類通の舅の故・具平親王であると分かって、道長がかしこまるたことを示唆する。〈もののけ〉の正体は容易に明らかにならなかったが、しめた〈もののけ〉の正体は容易に明らかにならなかったが、しめた〈もののけ〉の正体は容易に明らかにならなかったが、しめた〈もののけ〉が鎮まった間に、葵の上は出産を果たす。これによっ〈もののけ〉が鎮まった間に、葵の上は出産を果たす。これによっ

と考えられていた。 方法でなされた。そして、その場合も、験者は護法を駆使するて物付きに駆り移された霊物を責め、懲らし、追放するというしかし、これまで見た通り一般的な調伏は、験者の法力によっ 退散するのである

ぬ。(富家語 一三六) 僧正の参られざる前に、かの人の護法払へば逃げ候ひ了ん

法にそのように指示したのであった。と命じたのは、狐に対してではない。狐の霊を呪縛している護退散しましょう)と言う。これに応じて験者が「追へ、追へ」者に向かって「おひ給へ、まかりなん」(私を追ってください、五三に視点を戻すこととしたい。物付きに付いている狐は、験五三に視点を戻すこととしたい。物付きに付いている狐は、験

(1) 『宇治大納言物語 伊達本 古典聚英3』(古典文庫 一九八五年)に

憑霊と除祓―「憑く・憑ける・憑けられる」の三元構造、小松和彦『憑(4)山折哲雄『日本人の霊魂観』(河出書房新社 一九七六年)第三章

霊信仰論』(伝統と現代社

一九八二年) 「護法信仰論覚書―治療儀礼に

おける「物怪」と「護法」」など。

書―治療儀礼における「物怪」と「護法」」。(5) 小松和彦『憑霊信仰論』(伝統と現代社 一九八二年)「護法信仰論覚

月)、「憑霊信仰と治病―咒護から咒霊へ―」(『生活文化史』第一〇号門流との関係を中心として―」(『御影史学論集』八 一九八三年一〇一門流との関係を中心として―」(『御影史学論集』七 一九八二年九月)、「平安時代の憑祈祷―智証―」(『御影史学論集』七 一九八二年九月)、「平安時代の憑祈祷―智証―」(『生活文化史』第一〇号

- 六年)、「憑依する狐―平安朝の事例を中心として―」(『御影史学論集』―」(鳥越憲三郎博士古稀記念会編『村構造と他界観』雄山閣 一九八一九八六年九月)、「疫神信仰の成立―八、九世紀における霊的世界観
- 九九四年)第一章 源氏物語の物の怪―生霊をめぐって―。(7)藤本勝義『源氏物語の〈物の怪〉 文学と記録の狭間』(笠間書院

二六 二〇〇一年一〇月)等。

- (8)宗雪修三「『紫式部集』を読む―物怪と「こほうし」をめぐって―」
- 表現」(『中古文学』第六五号 二〇〇〇年六月)が発表された。八七年一二月)。なお、この論文を踏まえ、森正人「紫式部集の物の気(名古屋経済大学/市邨学園短期大学『人文科学論集』第四一号 一九
- (9)森正人「〈もののけ〉考―源氏物語』翰林書房 二〇一〇年)参照。ま読み解くる 夢と物の怪の源氏物語』翰林書房 二〇一〇年)参照。
- 「示す。 (10) 源氏物語の引用は新日本古典文学大系により、巻名と冊番号と頁を
- 11)「有邪霊気」という表現は、権記の長徳四(九九八)年三月二一日にいうのであろう。仮名文にいう「御もののけめきて」(源氏物語「葵」としているうちにも、邪悪な霊物が作用している模様が見られることをとしているうちにも、邪悪な霊物が作用している模様が見られることをいうを明される。
- (2) この記事は続本朝往生伝・慈忍条、今鏡「ふじなみの中 みかさの
- 二、真言伝巻第二・四「仁王経之事」に載る。(2)同じ説話が今昔物語集巻第十四第三十五、梅沢本古本説話集下第五

いる。

- 「すさまじきもの」段小考―」(『三重大学教育学部紀要 自然・人文・明。なお、この部分について、松本昭彦「験者のあくび―『枕草子』具を持たされた相手が、病者自身であるか、後述する霊媒であるかは不具を持たされた相手が、病者自身であるか、後述する霊媒であるかは不
- 露被調伏、今朝頗冝坐」(小右記 寛仁三年六月三日)にも見られる。(15)〈もののけ〉調伏に関して、この表現は「従今日入道殿乍御身霊気顕教育科学」六〇)に、あくびに着目した読解がなされている。
- (16) 田中重太郎『校本枕冊子』(古典文庫 一九五六年) により、読みや

すいよう表記を整えた。

- た女の後ろ姿が描かれている。その後ろ姿の女こそ〈もののけ〉を駆り無事の出産を告げられて喜悦する僧の姿と、その手前に髪と衣を乱し無事の出産を告げられて喜悦する僧の姿と、その手前に髪と衣を乱し
- 人」か」(『むらさき』第三七輯 二○○○年一二月)参照。 (18) 霊媒の呼称については、森正人「紫式部日記の「をき人」は「つき

移した霊媒にほかならない。

(19) 阿尾奢法の詳細および憑祈祷との関係については、小林信彦「アーツェーシャと阿尾奢、そしてアビシャ/バクー"仏教東漸』と言われて「ヴェーシャと阿尾奢法」と「憑祈祷」―東密における理解を中心に―」(『御影史学論集』三三 二○○八年一○月)、小山聡子「憑祈祷の成立(『御影史学論集』三三 二○○八年一○月)、小山聡子「憑祈祷の成立(『御影史学論集』三三 二○○八年一○月)、小山聡子「憑祈祷の成立(『御影史学論集』三三 二○○八年三月)に詳細な検討がなされて「知ることの「親鸞の水脈」第五号 二○○九年三月)に詳細な検討がなされて「世界を関係との関係については、小林信彦「アーー」(『親鸞の水脈』第五号 二○○九年三月)に詳細な検討がなされていることの「親鸞の水脈」第五号 二○○九年三月)に詳細な検討がなされていることの「親鸞の水脈」第五号 二○○九年三月)に詳細な検討がなされていることの「親鸞の水脈」第五号 二○○九年三月)に詳細な検討がなされていることの「親鸞の水脈」第五号 二○○九年三月)に詳細な検討がなされていることの「規模」というには関係を与いている。

(20) 護法童子に関しては小山聡子『護法童子信仰の研究』(自照社出版

二〇〇三年)参照。

(21) 平家物語巻第六「嗄声」参照。

第一九回卒·熊本大学大学院社会文化科学研究科)

(もり まさと/